



現在の障害児支援を進めるに あたり大切と考えること

一般社団法人 全国児童発達支援協議会

事務局長 作業療法士

酒井康年



一般社団法人 全国児童発達支援協議会

CDS-J : The Council of Developmental Support center, Japan

- 障害種別にかかわらずすべての子どもの発達支援・家族支援・地域支援をmission とした通所支援を行う事業所の全国組織
- 障害児通所施設・事業所の長年の願いであった施設種別を一元化し、児童期の発達支援にかかわる取り組みを進めるべく、2009年設立
- 理事は医師を始め、各種療法士、心理、保育士等の多職種で構成

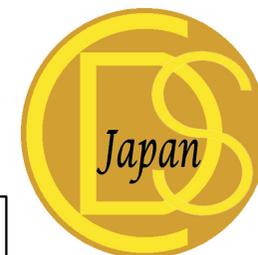
理念

- 地域で子どもの発達支援や家族支援に深くかかわり、確かな信頼と評価を得ながらそのノウハウを蓄積してきた通所発達支援事業所が集まり、子どもの幸せを願う思いを、技術を、力を結集させる
- 地域に暮らす要支援児とその家族への支援施策が一層の充実、拡大、発展に寄与する
- 支援の必要な子どもたちを通じ、あらゆる子どもたちが幸せに成長・生活できる社会の実現

活動

- 支援の質向上のための研修や調査研究・政策提言等に参画
 - 2008（平成20）年 障害児支援の見直しに関する検討会 参加
 - 2014（平成26）年 障害児支援の在り方に関する検討会 参加
 - 2021（令和3）年 障害児通所支援の在り方に関する検討会 参加
 - 2022（令和4）年 障害児通所支援に関する検討会 参加
- 厚生労働省 令和3年度障害者総合福祉推進事業
 - 2021（令和3）年 【児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究】
 - 2022（令和4）年 【障害児通所支援の支援内容に関する調査研究】 【障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究】

全国児童発達支援協議会【CDSJapan】 2020.2.6.
 (対象事業:児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援)



基本的 価値観	どんな状況にある子どもであっても、一人一人のすべての子どもが、子どもとして尊重されるべきである	
協議会 理念	<p align="center">障害のある子どもも、障害のない子どもも すべての子どもが共に健やかに育つ社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利の保障 ・住み慣れた地域で生活する権利の保障 ・専門的な発達支援を受けられる権利の保障 	関連条約と関連法
理念を 実現する 方策	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする子どもも、一般子ども施策のすべてを活用できるようになること ・そのために必要な後方支援としての専門性の高い発達支援を、子どもの将来の姿を描きながら提供できるようになること (「発達支援」とは、本人・家族・地域のレベルで行われる包括的な概念である) <p align="center"> 発達／本人支援 家族支援 地域生活支援 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(1947年 2012/2016改正) ・母子保健法(1965年 2016改正) ・学校教育法(1947年 2006改正 71/75条特別支援教育) ・障害者基本法(1970年 2011改正 17条 教育) ・児童の権利に関する条約(1994年批准 23条 障害児) ・児童虐待防止法(2000年) ・障害者総合支援法改正(2005年 2012改正) ・発達障害者支援法(2006年 2016改正) ・障害者虐待防止法(2011年) ・障害者差別解消法(2013年「児童」の規定がない) ・子ども・子育て支援法(2012年) ・障害者の権利に関する条約(2014批准 7条 障害のある児童) ・成育基本法(2018年)
行動 方針	<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国施設管理者等研修会、全国職員研修会 ・地域人材育成 : 児発管版[初級／アドバンス] 現場職員版[初級／アドバンス] ・職種別人材育成: 間接関与職員版[栄養士、事務担当者等] 児童指導者養成研修 ・書籍等による普及・啓発(手引書、事例集等) ・研修所での養成(職員がOJTで研鑽できる場所) 	<p>【研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査 ⇒加盟施設からの現場の声を伝える、医ケア・虐待等の調査／ガイドライン／指針／手引書 ・厚生労働省障害者総合推進事業 ・厚生労働科学研究 ・民間基金等の実施・協力 <p>【その他】・災害対策／支援</p>
<p>【政策提言】</p> <p>一般子ども施策: 障害児支援を子ども施策としての位置づけ(要対協や子ども子育て会議等への参画、子育て世代包括支援センターとの連携等を含む)</p> <p>障害児施策: 完全無償化／支援体系の一元化(福祉型と医療型の統合)／指定基準等の一元化(障害種別の一元化)／放デイ指標の撤廃／各種ガイドライン等の見直し／複雑な加算体系の見直し(事務の簡略化、感染等休園保障等子ども固有の視点を含む)／児発管の独立化／障害児相談の充実 等</p>		

一般こども・子育て施策の中における 障害児通所支援の存在意義

地域における中核機能として

- すべての子どもと同じように、子どもと家族が望む場所で、支援が受けられることが実現できるように
- 児童発達支援センターには地域のインクルージョン推進の中核機能が期待：保育所・幼稚園・認定子ども園が、学校教育が、その支援を進めようとしているときに、専門機関として後方支援する

障害児通所支援施設として

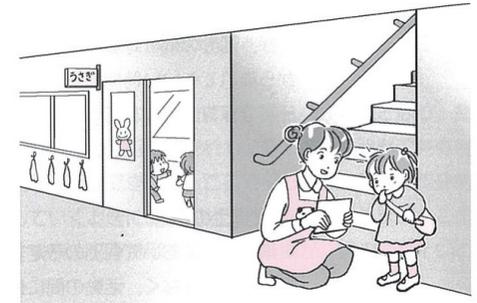
- これまでも、これからも、幅広い多様で高度な専門性に基づくアセスメントの実施と、根拠に基づく発達支援・家族支援の提供
- 子どもにとっては、適切に理解され、適切な支援が受けられ、自分の時間を作り出すことができる、安全で安心できる第三の居場所
- 家族にとっては、同じ境遇の仲間と出会う貴重な機会：ピアの存在
 - 「私の悩みは誰にもわからない」→「私だけではないんだ」
 - 「こんな悩み、他の親には話せない」→「こんな悩みを、当たり前のこととして語り合える仲間」

児童発達支援センター 日々通園による支援例

- 1:6健診で言葉の遅れが指摘され、経過観察。医療機関において自閉症スペクトラム（3歳3ヶ月）。地域の幼稚園に通っていたが、生活はうまくいっていなかった。民間の支援施設や、個別による支援などを受けていた
- 4歳5ヶ月の時点で当センターにつながる
- 母を叩く、走り回る、物を壊すなどへの対応に苦慮していた
- 5歳4ヶ月から電車を利用して、日々通園に通い始める。同年齢のお子さんに比して体は大きいが移動は常に母のおんぶ。通園当初は、集団生活でありながらも、パニック、モノを投げる、ひっかくなど、行動面での課題が大きく、個別に対応することも多くあった。毎日同じ環境で過ごし、スタッフの対応を統一し、多職種も含めて視点内容を検討。心理やOTによる個別での活動も提供
- 要求と拒否、選択のコミュニケーション方法の獲得、活動の見通しをつける工夫などにより、徐々に落ち着き、目的的で創造的活動をやり遂げることが増え、他の友達への関心も育っていった
- 日々通園の実現により、母と子の分離した生活ができるようになり、母は家事や買い物、自分の時間を作ることができた。同じクラスの他の保護者との交流も進み、ランチに行くことも見られた。
- 母と一緒に手をつないで歩くことができるようになり、獲得したコミュニケーションを家庭内でも使用してもらうことも行なっていった。将来を見据えて、一時預かりの体験なども行なっていった。



保育所等訪問支援による 地域の保育所での取り組み



- 染色体のトラブルがあり小さい頃からセンターに通園。家族の事情で通えなくなるため、保育所等訪問支援を活用して、保育所等での支援を継続することとなった。4歳児から利用開始
- 公立保育園での活用
- 集団参加が難しい場面：その場面は、このお子さんにとって、なぜ難しいのかを分析して、説明。対応を伝える。センターで使用しているツールを紹介。先生が活用して、日常生活の場面で使用できるようになる
- 保護者との連携も重要なケース：保護者と保育場面を見学。保育士の取り組みを解説。保護者は驚きと感謝を持って理解するようになる。保育園への信頼が厚くなり、担任とのコミュニケーションがスムーズに深まっていく



課題：多様な家族を支える

- より濃厚な支援を必要とする家族をサポートするために
 - 社会的養護との有機的な連携
 - 入所機能と通所機能との連携
 - 相談支援機能の量的・質的充実
- 海外にルーツのある家族への支援
 - 言語・文化の問題
 - 家族側：情報・制度にたどり着けない
 - 施設側：提供する上での困難さ
 - 発達や子育てに関する文化・考え方の相違
- きょうだいやヤングケアラーへの支援

課題：職員の人材確保と人材育成

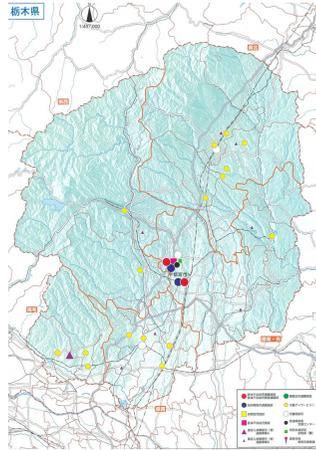
- 人材の量的課題：保育士に対する各種処遇改善施策の対象からはずれる
- 人材の質的課題：CDS 2022年推進事業【障害児通所支援における支援の質の評価に係る調査研究】
 - 障害児通所支援で求められるコンピテンシーに関する共通理解が必要
 - 共通理解に基づくキャリアラダーの作成と、研修体制
 - 障害児通所支援で働く職員のライセンスの創設
 - 研修の義務化や、予算化

課題：誰ひとり取り残すことなく、希望する支援を受けるための環境整備

- 解消されていない、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの空白地帯の存在
- 少子化にあって、人口減少地域は、さらに少子化に
- 現在でも過疎地域で起きていること：相談をするための、支援を受けるための、金銭的・精神的・肉体的負担が大きい
- 相談をしても、その先の支援策が、住んでいるその地域では見えない

- 支援を受けるということが、地理的理由・金銭的理由・肉体的理由であきらめられている地域がある

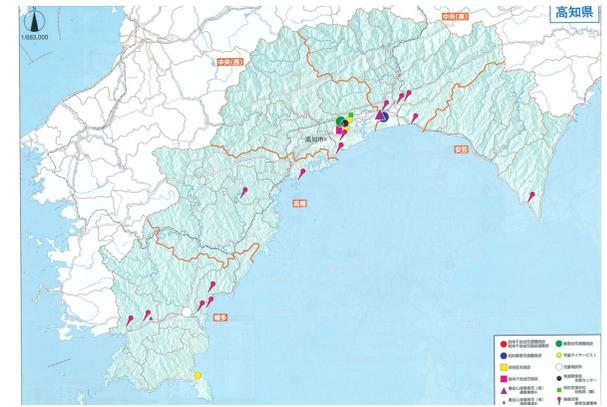
栃木県



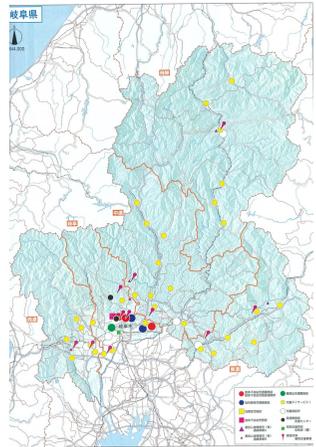
兵庫県



高知県



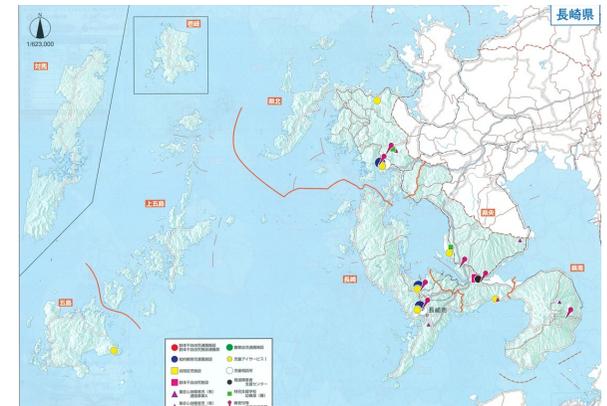
岐阜県



青森県



長崎県



図表 80 児童発達支援センター

	I 問4(1).児童発達支援センター(カ所)					
	0カ所	1カ所	2カ所	3カ所以上	無回答	平均
全体	416	208	33	27	25	0.62
1万人未満	85.3%	9.0%	0.6%	0.6%	4.5%	0.14
1万人～5万人未満	73.4%	19.9%	1.7%	0.7%	4.4%	0.26
5万人～10万人未満	40.4%	57.6%	2.0%	0.0%	0.0%	0.62
10万人以上	15.4%	51.7%	16.8%	16.1%	0.0%	1.80

図表 86 児童発達支援事業所

	I 問4(3).児童発達支援事業所(カ所)									
	0カ所	1-2カ所	3-4カ所	5-6カ所	7-8カ所	9-10カ所	11-12カ所	13カ所以上	無回答	平均
全体	186	189	80	60	25	18	22	115	14	10.02
1万人未満	69.9%	21.2%	3.8%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	3.2%	0.59
1万人～5万人未満	24.9%	47.1%	14.5%	9.1%	2.0%	1.0%	0.0%	0.0%	1.3%	1.90
5万人～10万人未満	1.0%	15.2%	25.3%	22.2%	13.1%	8.1%	7.1%	8.1%	0.0%	6.51
10万人以上	0.7%	0.0%	3.4%	6.7%	4.0%	4.7%	10.1%	70.5%	0.0%	38.06

図表 89 放課後等デイサービス

	I 問4(4).放課後等デイサービス(カ所)							
	0カ所	1-2カ所	3-4カ所	5-6カ所	7-8カ所	9-10カ所	無回答	平均
全体	123	157	76	69	43	33	10	15.79
1万人未満	62.8%	23.1%	4.5%	3.8%	0.6%	0.0%	3.8%	0.97
1万人～5万人未満	8.1%	39.7%	21.2%	14.5%	7.7%	5.4%	0.0%	3.72
5万人～10万人未満	0.0%	1.0%	6.1%	17.2%	17.2%	15.2%	0.0%	10.96
10万人以上	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	1.3%	1.3%	0.0%	58.36

	I 問4(4).放課後等デイサービス(カ所)							
	11-12カ所	13-14カ所	15-16カ所	17-18カ所	19-20カ所	21カ所以上	無回答	平均
全体	23	12	16	11	12	124	10	15.79
1万人未満	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	3.8%	0.97
1万人～5万人未満	1.0%	0.0%	1.0%	0.3%	0.3%	0.7%	0.0%	3.72
5万人～10万人未満	15.2%	7.1%	8.1%	3.0%	5.1%	5.1%	0.0%	10.96
10万人以上	3.4%	2.7%	3.4%	4.7%	4.0%	77.9%	0.0%	58.36

図表 92 管内の障害児通所支援事業所のうち、保育所等訪問支援を実施する事業所

	合計	I 問4(5).(1)～(4)のうち、保育所等訪問支援を実施する事業所(カ所)							
		0カ所	1カ所	2カ所	3カ所	4カ所	5カ所以上	無回答	平均
全体	709	312	177	72	39	19	66	24	1.90
1万人未満	100.0%	80.8%	7.7%	3.2%	1.9%	0.0%	0.6%	5.8%	0.24
1万人～5万人未満	100.0%	52.5%	32.0%	9.8%	2.0%	0.0%	0.3%	3.4%	0.61
5万人～10万人未満	100.0%	20.2%	45.5%	17.2%	11.1%	2.0%	3.0%	1.0%	1.45
10万人以上	100.0%	4.7%	16.1%	14.1%	12.8%	11.4%	40.9%	0.0%	6.36

東京都足立区のお子さんと家族 東京都三宅島のお子さんと家族 育ちが心配で、専門機関に相談に行く場合

	足立区の場合	三宅島の場合		
		飛行機を利用した場合	船を利用した場合	
移動手段 と費用	自転車15分 原則費用はかからない	小さいプロペラ機の騒音 の中 40分	船内でどこに行くかわか らない中 6時間半	飛行機は1日 3往復
		大人10,600円 3歳以上1人分	子連れだと1等利用 大人10,000円程度	船は1日1往 復
		飛行場～最寄り駅バスか タクシー30分	竹芝桟橋から 目的地まで移動	いずれも天候 に左右される
		タクシーで約2000円	それぞれ	
宿泊	自宅に帰る	島嶼会館 1泊6000円		
移動に伴 う苦勞	自転車の乗り降り 天候の影響：暑風雨雪	騒音が辛い 耳が痛い	時間が長くなる 島に戻るのは夜中の便	
予約の取 り方	何度でも、可能	なるべく一回の移動で完結させたい		滞在費が嵩ん でいく
日常生活 への影響	家族は基本日常生活を継続	親が1人で連れてくる場合ワンオペ。両親だと家族機 能停止。きょうだいへの影響大		